



# 鳥取県公報

平成12年3月28日(火)  
号外第21号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例 鳥取県議会情報公開条例（議会事務局総務課）…………… 3

——— 公布された条例のあらまし ———

◇鳥取県議会情報公開条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、鳥取県議会（以下「県議会」という。）が保有する公文書の開示を求める権利等について必要な事項を定めることにより、県議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県議会への理解及び県政参加を一層促進し、もって開かれた県議会を実現することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において「公文書」とは、鳥取県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、県議会が保有しているものをいうこととした。ただし、県公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くこととした。

3 総合的な情報公開の推進（第3条関係）

県議会は、公文書の開示と併せて、より一層会議の公開及び情報の提供の充実を図ることにより、総合的な情報公開の積極的な推進に努めるものとした。

4 解釈及び運用の方針（第4条関係）

- (1) 県議会は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとした。
- (2) 県議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が十分に保護されるよう配慮するものとした。

5 適正使用（第5条関係）

この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならないこととした。

6 公文書の開示を請求できるもの（第6条関係）

次のいずれかに該当するものは、議長に対し、公文書の開示を請求することができることとした。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県内に所在する学校に在学する者
- (4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

7 開示請求の方法（第7条関係）

開示請求は、開示請求書を提出する方法又は議長が定める方法により行わなければならないものとするとともに、開示請求書の補正について必要な規定を設けることとした。

#### 8 公文書の開示義務（第8条関係）

議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないこととした。

(1) 法令等の規定により、公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、議長が定めるもの

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 県議会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるもの

(4) 会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせる等のおそれがあるもの

(7) 県議会の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 県議会以外の県の機関から取得した公文書に記録された情報であって、鳥取県情報公開条例の非開示情報に該当するもの

#### 9 公文書の部分開示（第9条関係）

議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合は、原則として、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととした。

#### 10 公益上の理由による裁量的開示（第10条関係）

議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示することができることとした。

#### 11 公文書の存否に関する情報（第11条関係）

開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることとした。

#### 12 開示請求に対する決定等（第12条関係）

議長は、原則として、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等をし、書面により通知し

なければならないものとするとともに、開示請求に係る公文書が著しく大量である場合における特例について必要な規定を設けることとした。

13 第三者に対する意見書提出の機会の付与（第13条関係）

開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における意見書提出の機会の付与及び当該第三者が開示に反対する意見書を提出した場合における開示の実施時期について、必要な規定を設けることとした。

14 公文書の開示の方法（第14条関係）

公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については議長が定める方法により行うものとするとともに、開示の実施について必要な規定を設けることとした。

15 費用負担（第15条関係）

この条例の規定により公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないこととした。

16 他制度との調整（第16条関係）

この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができる場合には、適用しないこととした。

17 公文書に関する情報提供（第17条関係）

議長は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書の特定に資する情報の提供に努めるものとした。

18 運用状況の公表（第18条関係）

議長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないこととした。

19 委任（第19条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることとした。

20 施行期日等

(1) この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に作成され、又は取得された公文書について適用することとした。

(2) 鳥取県行政手続条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

## 条 例

鳥取県議会情報公開条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第59号

#### 鳥取県議会情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、鳥取県議会（以下「県議会」という。）が保有する公文書の開示を求める権利等について必要な事項を定めることにより、県議会の諸活動を県

民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県議会への理解及び県政参加を一層促進し、もって開かれた県議会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公文書」とは、鳥取県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、県議会が保有しているものをいう。ただし、県公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(総合的な情報公開の推進)

第3条 県議会は、公文書の開示と併せて、より一層会議の公開及び情報の提供の充実を図ることにより、総合的な情報公開の積極的な推進に努めるものとする。

(解釈及び運用の方針)

第4条 県議会は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 県議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が十分に保護されるよう配慮するものとする。

(適正使用)

第5条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならない。

(公文書の開示を請求できるもの)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県内に所在する学校に在学する者
- (4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(開示請求の方法)

第7条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を議長に提出する方法又は議長が定める方法により行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他議長の定める事項

2 議長は、開示請求がその形式上の要件に適合しないと認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 議長は、前項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。

(公文書の開示義務)

第8条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個

人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、議長が定めるもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 県議会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 県議会及び県議会以外の県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県議会の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(8) 県議会以外の県の機関から取得した公文書に記録された情報であって、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号のいずれかに該当するもの

(公文書の部分開示)

第9条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。ただし、第8条第1号に掲げる情報については、この限りでない。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第12条 議長は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の決定、前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 議長は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、議長は、速やかに、開示請求者に対して、当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

4 前3項の規定により開示決定等をなすべき期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は算入しない。

5 議長は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部を開示する旨の決定以外に開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第13条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国及び地方公共団体以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号エに規定する情報（議長が定めるものを除く。）に該当すると認められるとき。

(3) 第三者に関する情報が含まれている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

(公文書の開示の方法)

第14条 議長は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該公文書を開示しなければなら

い。

2 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。

3 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(費用負担)

第15条 この条例の規定により公文書の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(他制度との調整)

第16条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができる場合には、適用しない。

(公文書に関する情報提供)

第17条 議長は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書の特定に資する情報の提供に努めるものとする。

(運用状況の公表)

第18条 議長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、施行日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

3 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「知事、教育委員会」を「知事、議長、教育委員会」に改める。